

## 滋賀県環境経営会議設置要綱

### (設置)

第1条 滋賀県の組織が行う事務事業において環境配慮および環境保全に関する取組を促進するために構築、運用する滋賀県庁環境マネジメントシステム（以下「システム」という。）に関する重要事項の審議、報告および見直しを行うため、滋賀県環境経営会議（以下「経営会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 経営会議の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 目的および目標の決定または改定に関すること。
- (2) システム運用状況の総合的な評価に関すること。
- (3) システムの総合的な見直しに関すること。
- (4) その他システムに関する重要事項に関すること。

### (構成)

第3条 経営会議の構成員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 議長
- (2) 副議長
- (3) 委員
- (4) 連絡員

2 議長は、知事をもって充てる。

3 副議長は、副知事をもって充てる。

4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

5 連絡員は、委員がその属する部局等の幹事課の職員のうちから指名する者をもって充てる。

### (構成員の職務)

第4条 議長は、経営会議の事務を統括する。

2 副議長は、議長を補佐し、議長が不在のときまたは議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名する副議長がその職務を代理する。

3 委員は、所掌事務を処理する。

4 連絡員は、委員を補佐し、経営会議の事務に従事する。

### (招集等)

第5条 経営会議は、議長が必要と認めるときに招集し、第2条に規定する事項について審議決定する。

2 議長は、必要に応じて関係職員に経営会議への出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 経営会議の庶務は、琵琶湖環境部環境政策課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、経営会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成23年2月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年3月25日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

知事公室長、総合企画部長、総務部長、文化スポーツ部長、琵琶湖環境部長、健康医療福祉部長、商工観光労働部長、農政水産部長、土木交通部長、会計管理者、企業庁長、病院事業庁長、教育長、議会事務局長、監査委員事務局長、警察本部長